

平成28年第 1 回春日井市議会定例会

附属資料〔 I 〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第15号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第16号議案	春日井市行政不服審査条例について	1
第17号議案	春日井市行政手続条例及び春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市情報公開条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	2
第20号議案	春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	2
第22号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	2
第23号議案	春日井市職員の退職管理に関する条例について	2
第24号議案	春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	3
第25号議案	春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3
第26号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3

第27号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
第28号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	4
第29号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	4
第30号議案	春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	5
第31号議案	春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について	5
第32号議案	春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について	5
第33号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について	5
第34号議案	春日井市消防団条例の一部を改正する条例について	6
第35号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	6
第36号議案	春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について	6
第37号議案	春日井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について	6
第38号議案	春日井市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員定数条例について	7
第39号議案	春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について	7
第40号議案	春日井市介護サービスセンター条例の一部を改正する条例について	7
第41号議案	春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	7
第42号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	7
第43号議案	春日井市建築審査会条例の一部を改正する条例について	8
第44号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について	8
第45号議案	春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について	8
第46号議案	春日井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	8
第47号議案	市道路線の廃止について	9
第48号議案	市道路線の認定について	9

報告第1号	訴えの提起の専決処分について	9
報告第2号	和解の専決処分について	9

第15号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 朝宮公園整備構想の策定に関する審議を行う附属機関として、新たに春日井市朝宮公園整備構想策定検討委員会を設置するもの（別表関係）
- 2 朝宮公園整備構想策定検討委員会委員の報酬を日額7,200円とするもの（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第16号議案

春日井市行政不服審査条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号。平成28年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 審理員及び春日井市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に提出された資料等の写しの交付に係る手数料の額を用紙1枚につき10円（多色刷りは50円）とするもの（第2条、別表関係）
 - (2) 不服申立てについて調査審議するため、審査会を次のとおり設置するもの
 - ア 委員3人による組織とするもの（第5条関係）
 - イ 委員は、公正な判断ができ、法律又は行政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、その任期を2年とするもの（第6条関係）
 - ウ 委員の互選により、審査会に会長を置くこととするもの（第7条関係）
 - エ 審査会の会議は会長が招集し、出席委員の過半数により議事を決することとするもの（第8条関係）
 - オ 審査会の行う調査審議手続を非公開とするもの（第9条関係）
 - カ 職務上知り得た秘密を漏らした委員又は委員であった者に対し、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処すもの（第12条関係）
 - キ 委員の報酬を日額20,400円とするもの（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第17号議案

春日井市行政手続条例及び春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの
- 2 施行日 平成28年4月1日

第18号議案

春日井市情報公開条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 公文書開示決定等に係る審査請求について、審理員による審理手続の適用を受けないこととするもの（第17条の2関係）
 - (2) 公文書開示請求等の不作為に係る審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会への諮問対象とするもの（第18条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第19号議案

春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 個人情報開示決定等に係る審査請求について、審理員による審理手続の適用を受けないこととするもの（第41条の2関係）
 - (2) 個人情報開示請求等の不作為に係る審査請求について、情報公開・個人情報保護審査会への諮問対象とするもの（第42条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第20号議案

春日井市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの
- 2 情報公開・個人情報保護審査会は、提出された意見書又は資料の写しを審査請求人等へ送付することとするもの（第11条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第21号議案

春日井市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正等に準じ、審査の申出に係る手続について規定を整備するもの
- 2 施行日 平成28年4月1日

第22号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 市長の事務部局（市民病院を除く。）の職員の定数を1,348人（現行 1,357人）とするもの（第2条関係）
- 2 水道事業の事務部局を上下水道事業の事務部局とし、職員の定数を80人（現行41人）とするもの（第2条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第23号議案

春日井市職員の退職管理に関する条例について

- 1 地方公務員法の一部改正（平成26年法律第34号。平成28年4月1日施行）に伴い、職員の退職管理について次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 営利企業等へ再就職した者のうち、離職日の5年前の日より前に国の行政機関の部長又は課長の職に相当する規則で定める職に就いていたものに対し、離職日の5年前の日より前の職務に係る職務上の行為等の要求及び依頼を離職後2年間禁止するもの（第2条関係）
 - (2) 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いていた者が離職後2年間に営利企業等へ再就職した場合において、離職した職に係る任命権者への届出を義務付けるもの（第3条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第24号議案

春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項について、次のとおり規定を整備するもの（第2条関係）
 - (1) 人事評価の状況及び退職管理の状況を追加するもの
 - (2) 勤務成績の評定の状況を削除するもの
- 2 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの（第3条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第25号議案

春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するもの（第1条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第26号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円（現行 412,200円）と、医療職給料表(1)を除く給料表の適用を受ける職員の職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円（現行 50,300円）とするもの（第10条関係）
 - (2) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第23条関係）

（単位：月分）

区 分		現 行	改正案	
			平成27年度	平成28年度以降
一般職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.75	0.75	0.8
	12月	0.75	0.85	0.8
	合計	1.5	1.6	1.6
一般職員 (特定幹部職員)	6月	0.95	0.95	1.0
	12月	0.95	1.05	1.0
	合計	1.9	2.0	2.0
再任用職員 (特定幹部職員を除く。)	6月	0.35	0.35	0.375
	12月	0.35	0.4	0.375
	合計	0.7	0.75	0.75
再任用職員 (特定幹部職員)	6月	0.45	0.45	0.475
	12月	0.45	0.5	0.475
	合計	0.9	0.95	0.95

- (3) 若年層を中心に給料月額を平均0.4パーセント引き上げるもの
(別表第1、別表第2関係)
- 2 地方公務員法の一部改正に伴い、新たに等級別基準職務表を定めるもの
(第5条、新別表第3関係)
- 3 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの(第22条の3関係)
- 4 浄化センターにおける業務に係る特殊勤務手当を削除するもの(別表第3関係)
- 5 施行日 1(1)・(2)(平成27年度分)・(3) 公布の日(平成27年4月1日適用)
1(2)(平成28年度以降分)・2・3・4 平成28年4月1日

第27号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第28号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの

(単位：月分)

区 分	現 行	改正案	
		平成27年度	平成28年度以降
6月	1.475	1.475	1.5
12月	1.625	1.675	1.65
合計	3.1	3.15	3.15

- 2 施行日 平成27年度分 公布の日(平成27年4月1日適用)
平成28年度以降分 平成28年4月1日

第29号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するもの(第1条関係)
- 2 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの
- (1) 給料月額を次のとおり改めるもの(第7条関係)

(単位：円)

号給	現 行	改正案
1	370,000	371,000
2	418,000	419,000
3	470,000	471,000
4	531,000	532,000
5	606,000	607,000
6	708,000	709,000
7	828,000	829,000

(2) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第9条関係）

（単位：月分）

区 分	現 行	改正案	
		平成27年度	平成28年度以降
6 月	1.55	1.55	1.575
12 月	1.55	1.6	1.575
合計	3.1	3.15	3.15

- 3 施行日 2(1)・(2)（平成27年度分） 公布の日（平成27年4月1日適用）
1・2(2)（平成28年度以降分） 平成28年4月1日

第30号議案

春日井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 地方公務員災害補償法施行令の一部改正（平成28年政令第15号。平成28年4月1日施行）に準じ、年金たる補償に係る他の法令による給付との調整率を引き上げるもの（附則第5条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第31号議案

春日井市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

- 1 新たに無料自転車駐車場として、下市場町地内に神領駅北第3自転車駐車場を設置するもの（別表第2関係）
- 2 学校教育法の一部改正（平成27年法律第46号。平成28年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（別表第3関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第32号議案

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、公共下水道事業特別会計を廃止するもの（第1条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第33号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの（第20条の2関係）
- 2 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正（平成27年法律第17号。平成28年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第53条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第34号議案

春日井市消防団条例の一部を改正する条例について

- 1 消防団員の定員を157人（現行 127人）とするもの（第4条関係）
- 2 消防団員の種類として、特定の任務に従事する機能別団員を新たに設けるもの（第4条の2関係）
- 3 連続4時間以上又は午後10時から午前5時までの間の活動に係る消防団員の費用弁償について、活動1回当たり4,000円（現行 2,000円）に引き上げるもの（第15条関係）
- 4 施行日 平成28年4月1日

第35号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備するもの（第26条関係）
- 2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、年金たる補償に係る他の法令による給付との調整率を引き上げるもの（附則第5条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第36号議案

春日井市火災予防条例の一部を改正する条例について

- 1 防火対象物の消防用設備等に係る違反者に対する公表制度を設けるもの（第48条関係）
- 2 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、対象となる設備を追加する等規定を整備するもの（別表第3関係）
- 3 施行日
 - 1 平成28年10月1日
 - 2 平成28年4月1日

第37号議案

春日井市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

- 1 消費者安全法の一部改正（平成26年法律第71号。平成28年4月1日施行）に伴い、次のとおり消費生活センター（以下「センター」という。）の設置について規定を整備するもの
 - (1) センターにセンター長、消費生活相談員その他必要な職員を置くこととするもの（第3条関係）
 - (2) 市長は、相談業務等で得た情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとするもの（第6条関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第38号議案

春日井市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員定数条例について

- 1 農業委員会等に関する法律の一部改正（平成27年法律第63号。平成28年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 農業委員会委員の定数を12人とするもの（第1条関係）
 - (2) 農地利用最適化推進委員の定数を8人とするもの（第2条関係）
 - (3) 春日井市農業委員会の選挙による委員定数条例（平成11年春日井市条例第18号）を廃止するもの
- 2 施行日 平成28年4月1日

第39号議案

春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定を整備するもの（第4条関係）
- 2 補助金の交付決定等を行う者を市長（現行 教育委員会）とするもの（第5条—第9条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第40号議案

春日井市介護サービスセンター条例の一部を改正する条例について

- 1 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号。平成26年6月25日施行）に伴い、次の事業を実施するため、介護サービスセンターに第1号通所事業所及び第1号介護予防支援事業所を設置するもの（第3条、別表関係）
 - (1) 第1号通所事業
 - (2) 第1号介護予防支援事業
- 2 施行日 平成28年4月1日

第41号議案

春日井市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定を整備するもの（第3条関係）
- 2 医療費の支給に係る算定方法を、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める方法とするもの（第6条関係）
- 3 施行日 平成28年4月1日

第42号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定（平成27年法律第53号。平成28年4月1日施行）等に伴い、長期優良住宅の認定申請等及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等について、新たに手数料を設けるもの（別表関係）
- 2 施行日 平成28年4月1日

第43号議案

春日井市建築審査会条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法の一部改正(平成27年法律第50号。平成28年4月1日施行)に伴い、
建築審査会委員の任期を2年とするもの(第3条関係)
- 2 施行日 平成28年4月1日

第44号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

- 1 電気事業法の一部改正(平成26年法律第72号。平成28年4月1日施行)に伴い、
規定を整備するもの(第41条関係)
- 2 施行日 平成28年4月1日

第45号議案

春日井市営住宅条例の一部を改正する条例について

- 1 大留新住宅を廃止するもの(別表関係)
- 2 施行日 平成28年4月1日

第46号議案

春日井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 公共下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 題名を春日井市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例に改めるもの
 - (2) 事業の規模を、下水道法の規定により認可を受けた計画処理区域面積、計画処理人口及び計画1日最大処理能力とするもの(第2条関係)
 - (3) 上下水道事業の管理者の権限に属する業務を上下水道部で処理させることとするもの(第3条関係)
 - (4) 次の条例の規定を整備するもの
 - ア 春日井市水洗便所改造資金貸付基金条例
 - イ 春日井市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例
 - ウ 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例
 - エ 春日井市水道事業給水条例
 - オ 春日井市下水道条例
 - カ 尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
 - キ 春日井市水洗便所改造資金貸付条例
- 2 施行日 平成28年4月1日

第47号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 53件

第48号議案

市道路線の認定について

認定路線 153件

報告第1号

訴えの提起の専決処分について

報告第2号

和解の専決処分について

春日井市立小学校又は中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求し、及び和解したもの

相手方	訴えの提起の要旨	和解の要旨	備考
■■■■ (春日井市 ■■町)	相手方に対し82,000 円の支払を求める。	相手方は82,000円の 支払義務があること を認め、平成27年12 月から平成29年3月 まで分割して支払 う。	
■■■■ (春日井市 ■■町)	相手方に対し73,260 円の支払を求める。	—	訴えの提起後に 全額の支払があ ったため、訴えを 取り下げた。